

令和8年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

＜公定価格・法外援護費・虐待対応関係等＞		
No.	担当	質問
		回答
1	基盤・運営	療育支援加算の要件変更により加算申請時に準備しておく資料などはありますか。
2	基盤・運営	保育現場の人材配置としての新しい選択技で理学療法士等が配置できるのはありがたいが国が認めていても大田区としてどこまで認めていたげるのかわからない。
3	基盤・運営	運営1-5療育支援加算の要件変更について② ⅰ「施設を利用する障害児について、障害特性等や気に掛けるべき点等を整理した一覧表を作成する」とありますが、参考様式はありますか？ ない場合、記載必須項目はありますか？ 個別支援計画に「子どもの姿」の記録がありますが、それとは別途作成が必要でしょうか。
4	基盤・運営	運営1-5療育支援加算の要件変更について② ⅱ「障害維持通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図る」とありますが、個別の支援計画の作成や見直しに限定されますでしょうか。 例えば、かわり方の方の共有を目的として施設を相互に訪問し、意見交換を行う場合も、連携に含まれるのでしょうか。
5	基盤・運営	運営1-5療育支援加算の要件変更について② ⅲ（ⅰ）「家族からの相談を受け付ける体制の構築」とは、具体的にはどのようなことでしょうか。 例えば、相談担当者の設定（担任やクラスリーダーになると思われます）や、担任以外の相談窓口の設定も、これにあたりますでしょうか。
6	基盤・運営	運営1-5療育支援加算の要件変更について② ⅲ（ⅱ）「個別面談」について、回数の指定や目安はありますか。
7	基盤・運営	主任保育士の基準緩和について一番詳しく記載されている文書を教えてください。
8	基盤・運営	療育支援加算について、今まで通り主任が対応する際には、この5点の要件を満たしていなくても大丈夫です。補助者を場合に、この5点について伺います。地域の関係機関との連携では、どのような研修が具体的に考えられるでしょうか？当園でスーパーバイザーをお願いして2回ほどの訪問と相談を実施していますが、それはどのような位置付けになるのでしょうか？
9	基盤・運営	■『運営管理編』P18の「4 職員配置（常勤職員の定義）」について ・弊社は常勤の勤務すべき時間数を就業規則で「120時間」としています。 ・運営費ご請求時の「在籍職員名簿」（別紙4）や「在籍職員数」（別紙3）には、「160時間」未満の場合、（弊社の就業規則上は常勤であっても）「非常勤」かつ「運用上常勤」と記載させていただいています。 ①「在籍職員数」（別紙3）の「国基準職員」欄で、「非常勤」を「常勤換算」する場合には「161時間以上」になることを求められますが、時間数の多い「非常勤」から充てなくてはならないのは、「公定価格」上ではなくて、「法外援護費」の計算のための記載ルールなのでしょうか？ ②ある職員（弊社の就業規則上は常勤）が産休前に「140時間」の契約で、（＝「在籍職員名簿」（別紙4）で非常勤）育児時短2時間使用して「120時間」で復職しました。 他の産休前に「160時間」の職員は育児時短を使用しても「常勤」のままにしているのですが、産休前に「140時間」の職員は、育児時短2時間「120時間」で「非常勤」の記載のままとなるのも、「公定価格」上ではなく、「法外援護費」の計算のための記載ルールなのでしょうか？
10	基盤（虐待）	4 虐待等防止及び発生時の対応について 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）で示されているとおり、虐待は日々の行為の延長にあると解されるため、ヒヤリハット等と虐待等不適切保育（以下、虐待等）との線引きに迷う場面があると存じます。日々の取組の中で改善が図られなければ、虐待になり得るものであるため、引き続きより良い保育に向けた振り返りや職員との意識の共有等の取組を行っていただければと存じます。 虐待等と疑われる事案を発見した場合は、区や都に通報していただくため、判断に迷う際は、ガイドラインの行為例の確認や、区や都に相談いただければと存じます。また、保護者や職員等から虐待等と疑われる事案の通報・相談があった場合も区や都にご報告をお願いします。 これらの対応は、虐待等を行った職員を罰することを目的としたものではなく、保育を改善することで保育士自身の身を守ることにつながるものです。合わせて、保護者が安心して子どもを預けられるような環境を整備することを目的としています。 日々の保育に不安等がある際は、いつでも区や都にご相談いただければと存じます。

11	基盤・運営	東京都キャリアアップⅡの人数枠が増えているがもう少し丁寧な説明があると嬉しい。年度の初めからの施行ができるように（計画的に）していただきたい。	本補助金の要綱については、都から5月下旬に改正(案)が示されました。今回の改正(案)はキャリアアップ補助金Ⅱの算定人数に影響が生じることから、正式な都要綱に先立ち、区要綱(案)を6月16日に周知いたしました。 なお、都要綱の正式改正版及びFAQについては、7月上旬に都から区に示されました。これを受け、区要綱においても正式改正手続き中です。改正が完了次第、FAQ含め各園に改めて周知いたします。 今後も、都から情報がありましたら、速やかに周知を行ってまいります。
12	基盤・運営	指導内容が年々多岐にわたり、スライドの資料や音声では細かい説明ができなくなってきたことを感じました。以前は資料と説明でほとんどの事がよく分かり、職員に適切に周知することができました。スライドの最後に「保育サービス課への問い合わせ」があり、基本的には保育サービス課に問い合わせないと細かいことが分かりにくいスライドと説明だということなんだと思いました。 安全計画作成、ここでサーチの公開が減算の対象になることや、国の加算部分の変更箇所、新しい法外援護費の労働時間数による非常勤の位置づけ、など、大きく変わったことは園長会で説明ありましたが、経理事務の職員も一緒に開ける研修や説明会があるといいなと思いました。	貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。 ご要望いただきました内容につきましては、適切な園運営を実施するにあたり、極めて重要なものであり、説明の内容、対象者、方法等の工夫が必要であると認識いたしました。 いただいたご意見を踏まえ、各園・各法人のご担当者様により制度理解を深め、適切な園運営が図れるよう方法を検討してまいります。
13	基盤・運営	主任専任加算の要件の変更など、直接運営費が減額になるかもしれない内容に関しては園長会等で改めて説明の機会を設けていただきたい。	法外援護費の見直しの説明動画については、令和8年3月2日から4月30日まで配信しておりました。令和8年10月から適用される主任保育士の要件変更に向けて、改めての周知として、再度説明を行う予定です。
14	基盤	保育は実務の充実が重要と私は考えております。 今後は、大田区として保育の質をどの方向に高めていきたいのか、目指す姿や重点方針をより具体的に示していただきたいです。 また、その方向性は区が一方的に決めるのではなく、各園の実情や現場職員の意見を踏まえ、区と園が協議しながら共有できる形にしたいのとありがたいです。	大田区ことも未来計画において、保育サービス等の充実に関する今後の方向性について、以下のとおり示しております。 「保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとともに、その担い手である保育士や児童指導、その他子どもに関わる職員の確保・育成に取り組みます。また、子どもを預かるという目的に加え、預かる子どもの育ちを目的とした事業を展開します。」 上記を踏まえ、令和8年度の法外援護費の見直しを行いました。 見直しにおいては、保育補助者への補助の新設、要支援児・要配慮児の受入れに係る補助の拡充、施設独自保育士加算の見直し等、運営支援の中核となる、人的補助に関する項目を中心に事業の新設・拡充を行ったところです。 また、園長会や巡回支援などを通じて、区と保育現場が対話する機会を引き続き設けることで、今後も各園の実情把握に努め、保育の充実に向けて取り組んでまいります。
15	基盤	子どもの人権に十分に配慮する保育、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育をするためには、保育士の配置をせめて「もう1人保育士を」配置できるような基準とセットでないと、この指導検査に適應できる保育がとても難しい。保育士配置基準自体が子どもの人権を無視した不適切な基準になっていないでしょうか？	こどもの人権に配慮した保育の実施については、非常に重要な課題であると認識しております。区では、これまでも外部講師を招いての研修実施に加え、巡回訪問などを通じて、職員配置状況や保育状況の確認などを実施し、各園の実情把握に努めているところでございます。引続き、虐待等を含む不適切な保育が未然に防止できる対策を講じると共に、区と保育現場が協働できるよう伴走型支援に取り組んでまいります。 なお、区においては、より質の高い保育の提供を実現するために、最低基準又は認可上必要となる保育士数を上回る独自の配置基準（在籍人数）を設けており、その担保として、民間保育所に対しては各種法外援護費を支援することとしています。 令和8年度の法外援護費の見直しにおいては、保育補助者への補助の新設、要支援児・要配慮児の受入れに係る補助の拡充、施設独自保育士加算の見直し等、運営支援の中核となる、人的補助に関する項目を中心に事業の新設・拡充を行ったところです。 今後も国・都の動向を注視し、保育の充実に向けた支援に向け取り組んでまいります。